

# 平成22年 第1回定例会 教育警察常任委員会

ページ

## I 議案補充説明

議案第99号「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例案」 .....	1
--	---

平成22年6月14日

教育委員会

## 議案第99号

### 「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例案」

#### 1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正にかんがみ、育児又は介護を行う公立学校職員の時間外勤務の制限等に関し所要の規定を整備するものです。

#### 2 主な改正内容

##### (1) 時間外勤務の制限を請求できる職員の範囲の拡大

配偶者が子を養育することができる場合でも、未就学の子のある公立学校職員がその子を養育するために請求した場合に、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除き、時間外勤務に従事させることができる時間を制限（1月につき24時間以内、1年について150時間以内）しなければならないこととします。

##### 【時間外勤務の制限を請求できる職員】

(現行) 未就学の子のある職員（職員の配偶者で子の親である者が、常態としてその子を養育することができる場合を除く。）

↓

(改正後) 未就学の子のある職員

※現行の下線部を削除。配偶者が常態として子を養育できるかどうかを問わないこととします。

##### (2) 時間外勤務の免除制度の創設

3歳未満の子のある公立学校職員がその子を養育するために請求した場合、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除き、時間外勤務をさせてはならないこととします。

#### 3 施行日

平成22年6月30日